

松高第485号
平成24年7月19日

指定居宅介護（介護予防）支援事業所 様
各地域包括支援センター 様

松原市高齢介護課
課長 中瀬 保

退院・退所加算の取扱いについて（通知）

平素は、本市介護保険事業にご尽力賜り誠にありがとうございます。

平成24年度介護保険法改正に基づき、退院・退所加算については取扱いについて以下のように注意して頂きますように宜しくお願い致します。

入院又は入所期間中3回（医師等からの要請により退院に向けた調整を行うための面談に参加し、必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成し居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合を含む）まで算定することができますが、3回算定することができるのは、そのうち1回については入院中の担当医等との会議（カンファレンス）に参加して、退院後の在宅生活での療養上必要な説明（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療記録報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の対象となるもの）を行った上で、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に限りです。

なお、原則として退院・退所前に利用者に関する必要な情報を得ることが望ましいが退院後7日以内に情報を得た場合には算定すること。

上記に係る会議（カンファレンス）に参加した場合は当該会議等の日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記録し利用者又は家族に提供した文章の写しを添付すること。

（介護支援専門員協会発刊：平成24年度4月版介護報酬改定資料集P706、P707 図式で参照できます。インターネット検索可能）

松原市健康部高齢介護課 認定係 担当：的田・木村 電話：072-334-1550 Fax：072-337-3052 E-mail:kaigo@city.matsubara.osaka.jp
--